

いじめ防止基本方針 R8改訂版

～全ての児童に楽しく豊かな学校生活を～

第1章 いじめ防止のための本校の基本姿勢

1 基本理念と基本姿勢

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた児童を絶対に守り通す」という基本認識に立ち、本校全児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を背景にして、この「札幌市立平和小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

私たち教職員は、児童一人一人の立場に立ち、児童の心身の苦痛を真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って対応にあたらなければならない。

また、成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で自己への認識や他者理解を深めていく。学校や家庭には、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが求められており、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別することも重要である。

以下の、本校における「いじめ防止のための六つの基本姿勢」を常に意識し、いじめ防止の取組を行っていくこととする。

- ①学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ③児童、教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめ発見のためのスキルを身に付け、児童の変化を見逃さない。
- ⑤いじめを早期に発見し適切な指導を行い、当該児童の安全を保証するとともに、いじめの早期解決に努める。
- ⑥いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあり、「心身の苦痛を感じているもの」から除外されることなく、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察することが重要な場合も考えられる。いじめには多様な態様があることを念頭に置き、判断する必要がある。

◆「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

◆「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第2章 いじめ未然防止のための取組

1 児童に対して

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳や学級指導をはじめ全教育活動を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- (5) 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

2 教員に対して

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己実現を図ることができるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気付くため、複数の目で見える機会を設けたり研修を行ったりする。
- (6) 児童や保護者からの話を受け止め、親身になって聞く姿勢をもつ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

3 学校全体として

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) 児童アンケート調査を年2回実施（学校独自1回 悩みやいじめに関するアンケート1回）し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深めたり、児童の変化に気付くスキルを身に付けたりして実践力を高める。
（「ピアサポート」「ゲートキーパー」研修等）
- (4) 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (5) 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- (6) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

4 保護者・地域に対して

- (1) 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

第3章 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

1 いじめの早期発見に向けて

- (1) 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感

をもたせる。

(3) アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。(児童アンケートは6～7月)

(4) いじめの早期発見のためのチェックリストを活用し、児童の出しているサインや変化に気付くことができる。

学校組織

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 教員によって、いじめに対する評価や対応が異なっていないか。 |
| <input type="checkbox"/> 一人一人の子どもが安心して生活できるように統一したルールがつけられ、徹底するよう組織的に取り組んでいるか。 |
| <input type="checkbox"/> 早期解決を急ぐあまり、いじめへの対応が原因や背景を探ることなく、表面的な指導や謝罪で終わっていないか。 |
| <input type="checkbox"/> すべての職員が話しやすく気軽に相談しやすい職場の雰囲気はできているか。 |
| <input type="checkbox"/> 子どもへの定期的なアンケートや、教員の研修を計画的に実施しているか。 |

教員の自己チェックシート

観 点	自身の言動
挨拶 健康観察	<input type="checkbox"/> どの子どもにも同じように明るい挨拶をしているか。 <input type="checkbox"/> 挨拶をする子どもの声の調子や表情の変化に注意を払っているか。 <input type="checkbox"/> 不調を訴える子どもの声をきちんと受け止めているか。
授業中	<input type="checkbox"/> 子どもを否定するような言動や態度で授業に臨んではないか。 <input type="checkbox"/> 威圧的で乱暴な言葉遣いをしていないか。感情的に子どもを叱っていないか。 <input type="checkbox"/> どの子どもにも発表の機会を与えているか。 <input type="checkbox"/> できる子、できない子という先入観を持って接していないか。 <input type="checkbox"/> ひとりの子どもを大勢の前で叱っていないか。 <input type="checkbox"/> 間違いや失敗を嘲笑する子どもや、学級の雰囲気をそのままにしているか。
休み時間	<input type="checkbox"/> 子どもの表情や活動の様子から、友達関係を把握しようとしているか。 <input type="checkbox"/> どの子どもにも同じ言葉遣いで接しているか。特定の子どもと遊んだり、話したりしていないか。 <input type="checkbox"/> 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりをしていないか。 <input type="checkbox"/> 「これは遊びだ」という子どもの言葉を鵜呑みにしてはいないか。
給食・清掃	<input type="checkbox"/> 給食・掃除当番等の公平な役割分担ができているか。押しつけられている子どもはいないか。 <input type="checkbox"/> 意図的・計画的にグループに入り、会食をしているか。 <input type="checkbox"/> 清掃区域を必ず見回っているか。

その他	<input type="checkbox"/> 子どもたちを認め、ほめ、励ましているか。 <input type="checkbox"/> 良いことは良い、悪いことは悪いと、毅然とした姿勢で指導に臨んでいるか。 <input type="checkbox"/> 真面目に頑張る子どもが、生き生きと活動できる教室にしているか。 <input type="checkbox"/> 教室が潤いのある学習環境になるよう気を配っているか。 <input type="checkbox"/> 子どもの作品、掲示物、机等に落書きや破損が見られないか。 <input type="checkbox"/> 上ばきなど、物がなくなったり、隠されたりすることはないか。 <input type="checkbox"/> いじめる子、いじめられる子を決めつけて見てはいないか。
-----	---

子どもチェックシート

観 点	サイン
身 体	<input type="checkbox"/> 顔や体に傷やあざができています。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴える。保健室やトイレに行くことが多い。 <input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 話したがらない。 <input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ（急に落ち込む）。 <input type="checkbox"/> ぼんやりした状態にいる。 <input type="checkbox"/> 視線を合わせない。うつむいている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が少なくなり、表情が沈んでいる時間が多い。
行 動	<input type="checkbox"/> 登校時刻が始業ギリギリである。 <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える（理由を言いたがらない）。 <input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない。授業に遅れる。 <input type="checkbox"/> 急に学習への意欲を失う。成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に、ぼつんと一人でいる場面が多い。 <input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる。 <input type="checkbox"/> 使い走りをさせられる。 <input type="checkbox"/> 食事を残す。食べないことが多い。 <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 無視されたり、遊びの仲間に入れなかったりする。 <input type="checkbox"/> 技をしかけられることがある。 <input type="checkbox"/> 発言に爆笑される。 <input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる。 <input type="checkbox"/> 食べものにいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 席を離される。席替えや集団行動で避けられる。 <input type="checkbox"/> 同じ役目ばかりさせられる。 <input type="checkbox"/> 学級の仕事や部活などを突然やめるなどと言い出す。 <input type="checkbox"/> 学習道具を出さない（出せない状況にある）。

	<input type="checkbox"/> 遊んでいる中で特定の子どもに不利な役ばかりが回る。 <input type="checkbox"/> ゲーム等のとき、特定の子どもの失敗に非難が激しくなる。 <input type="checkbox"/> 一人であることが多い。 <input type="checkbox"/> 集中して攻撃される。 <input type="checkbox"/> 一人だけからかわれている、何かさせられる。 <input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしやヤジを飛ばされる、無視される、周囲がざわつく。 <input type="checkbox"/> 発言を強要される。 <input type="checkbox"/> いつまでも学校に残っている（あわてて帰る）。
持ち物	<input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。 <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> 名前やあだ名の落書きが多くなる。
服装	<input type="checkbox"/> 服が汚れたり破れたりしている。 <input type="checkbox"/> ボタンが取れている。 <input type="checkbox"/> 服に靴の踏み跡がついている。

保護者向けチェックシート

観 点	子どもの様子
行 動	<input type="checkbox"/> 朝なかなか起きてこない、登校を渋る、遅刻が多くなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する。 <input type="checkbox"/> 「クラスを替わりたい」、「転校したい」、「部活動を辞めたい」などとこぼす。 <input type="checkbox"/> 友達関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。 <input type="checkbox"/> お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる。 <input type="checkbox"/> 「自分はダメだ」、「死にたい」など話すことがある。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友達の話を避けるようになる。 <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。 <input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。 <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
身 体	<input type="checkbox"/> あざやかすり傷がある（聞くと「転んだなどと説明する等」）。
持ち物	<input type="checkbox"/> 持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる。 <input type="checkbox"/> 見た覚えのない品物を持っている、大切にしていた物がなくなる。 <input type="checkbox"/> 刃物などを持ち歩くようになった。
服 装	<input type="checkbox"/> 服が破れていたり、汚れたりしている（その理由を言いたがらない等）。

その他	<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する。不安な顔をする。
-----	--

●いじめている側にも変化があります。

観 点	子どもの様子
行 動	<input type="checkbox"/> 暴力的な言動が目立つ。 <input type="checkbox"/> 金銭の使い方が派手になる。 <input type="checkbox"/> 時間にルーズになる。
持ち物	<input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友達の話进行避けるようになる。 <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。 <input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。 <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
その他	<input type="checkbox"/> ふだん持っていない物を持っている。 <input type="checkbox"/> 友達を中傷する言動が目立つ。

2 誰にでも相談ができるような学校に

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- (2) いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (3) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
- (5) いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ対策組織で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- (6) 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- (7) アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (8) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

3 いじめの早期解決のために

- (1) 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく

- く、構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
 - (3) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
 - (4) いじめることが、相手を深く傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
 - (5) いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
 - (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

第4章 いじめ防止のための組織

1 学校いじめ対策組織

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- (2) 構成

校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、保健主事、学びの支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員とする。(必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などが加わる場合もある、)

いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

校長が不在時は、教頭が責任者である校長に報告し決裁を得る。

構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めることとする。
- (3) 役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- (4) 対応

いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

2 学校いじめ対策組織の会議について

- (1) 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画(教育課程編成等に関する諸届用紙)」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- (2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

- (3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
- (4) 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- (5) 校内学びの支援委員会は、学校いじめ対策組織を兼ねる。ただし、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。

3 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- (2) 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

※いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

4 教育委員会をはじめとする関係機関との連携

- (1) スクールカウンセラーや特別支援巡回相談員、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を構築し、いじめの問題解決にあたる。
- (2) いじめを把握した場合は、速やかにその状況を教育委員会に報告するとともに、指導、助言を受け、その解決にあたる。また、出席停止措置の対応が必要な場合や

いじめに関わる重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

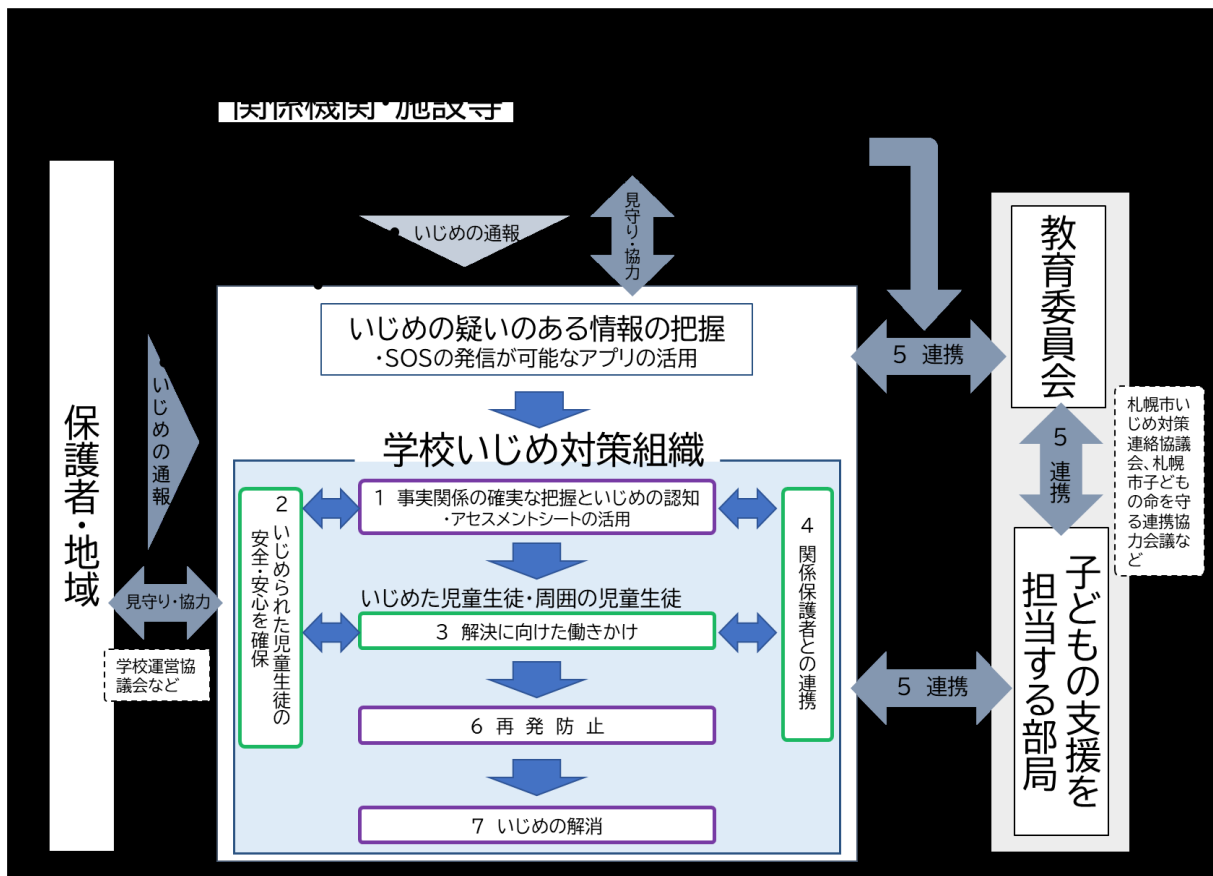
- (3) 必要に応じて、警察や法務局等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- (4) 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。
- (5) いじめに関する電話相談窓口等を児童、保護者に周知しその活用を積極的に働きかける。

<電話での相談窓口>

- いじめ電話相談（少年相談室）（24 時間） 0120-127-830
- 全国統一の教育相談ダイヤル（24 時間） 0570-078-310（ナビダイヤル）
- いのちの電話 011-231-4343（24 時間） 0570-783-556（ナビダイヤル）
- 子どもアシストセンター 0120-66-3783（子ども専用電話）
011-211-3783（大人用）
- 札幌市児童相談所 011-622-8630
- 子ども安心ホットライン 011-622-0010
- 子ども人権110 番 0120-007-110
- チャイルドライン 0120-99-7777

<メールでの相談窓口>

- 子どもアシストセンター assist@city.sapporo.jp



第5章 いじめ防止基本方針の点検・評価

1 いじめ防止基本方針の定期的な検証

- (1) 学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」を位置付けるとともに、PDCAサイクルを定め検証を行う。学校評価に項目を設けて、評価を行う。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- (3) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

第6章 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

第7章 緊急時の対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念され

る事案については、速やかに教育委員会に報告する。

- (3) 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

第8章 インターネット上のいじめの重大事態への対応

- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

第9章 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次のようなケースなどが想定される。
- ①児童生徒が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な障害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- (3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 当該事案に対処するための組織を設置し、いじめられた児童からの聴き取りをはじめ、質問紙調査の使用やその他適切な方法により、児童の心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。(因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。)
- (3) いじめを受けた児童・保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

第10章 児童及び保護者、地域への説明

- (1) 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。

- (2) 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対して共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- (3) 方針の内容を容易に確認できるようにする。PTAや地域の会合等でいじめ防止基本方針に触れたり、学校ホームページに掲載したりして、保護者や地域関係者に理解と支援を求める。

第11章 関係法令・通知・資料

1 教育基本法

(1) 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(2) 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規則を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(3) 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校教育法

(1) 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 いじめ防止対策推進法

(1) 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる

ものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第23条6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

■警察との連携を図る

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

4 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(1) 安心して生きる権利

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- ②愛情をもって育まれること。
- ③いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- ④障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- ⑤自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- ⑥気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(2) 自分らしく生きる権利

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①かけがえのない自分を大切にすること。
- ②個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ③自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- ④プライバシーが守られること。

(3) いじめの防止

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

5 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について

(平成25年6月20日 札教指第574号)

学校長 様

札教指第574号
平成25年(2013年)6月20日

札幌市教育委員会指導室
指導担当部長 引地 秀美

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について (通知)

いじめの問題への対応については、各学校において特段の取組をいただいているところです。

標記の件については、昨年度、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」(平成24年11月15日付け札教指第1598号)により、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることについて周知していたところです。

また、いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめについては、迅速に対応し、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要です。

このたび、文部科学省初等中等教育局長から、早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について、態様別に具体例を示すことで、教職員の適切な理解を促すよう依頼がありました。

については、下記の事項に留意の上、「学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」(別紙1)を全教職員に周知し、早期に警察に相談・通報すべきいじめの事案について、適切に対応するようお願いいたします。

また、(別紙2)として添付した「いじめの定義」については、先般、発出した「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査」(平成25年6月14日付け札教指第538号)における「いじめの定義」においても、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等が明記されており、この趣旨について改めて教職員全体に周知し、適切な指導及び対応となるよう重ねてお願いいたします。

記

1 いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要であるが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。

このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること。

2 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要であること。

このため、各学校においては、別紙1も参考に、指導資料の作成や研修の充実を図ることが必要であること。

3 上記1の判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であること。

(担当 生徒指導班 後藤・岡田・喜多山 電話 211-3861)

【いじめ対応フローチャート】

